



よさの



社協だより

第4号

令和6年9月10日
発行



よさやぎ

こんにちは、^{しゃきょう}『社協』です！

町民の皆さまに、『社協』のことをもっと知っていただきたい！という思いを込めて、「**32よさの社協だより**」を発行しています！

「32」をきっかけに、『社協』のこと、そして町内で取り組んでいる『地域福祉』のことをもっと身近に感じていただければと思っています！！
よろしくお祈いします♡♡

つういんいそう

『通院移送サービス（福祉有償運送事業）』ってなあに？



通院移送サービス（福祉有償運送事業）とは、国土交通省近畿運輸局の認可を受けて実施しているご自宅から病院までの送迎サービスです。

主に福祉車両（※）を使い、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害のある方を対象に通院時の送迎を行っています。

（※）福祉車両…身体に不自由を感じられている方や高齢の方などが使いやすいように、いろいろな工夫が施されている車両のこと。与謝野町社協には、車椅子のまま乗り込めるタイプとシートが回転&昇降するタイプがあります。



与謝野町社協は何をしているの？

与謝野町社協は、サービスを利用するための手続きや、送迎予約などの調整、車両などの管理をしています。

運転手は、国基準に基づいて専門運転者講習などを受講しています。



詳しくは裏面へ★

詳しくは
社協まで…



移送サービス（福祉有償運送事業）の内容

対象となる方

次の4項目のいずれかに該当し、一人で公共交通機関の利用が困難な方

- ①介護保険の要介護か要支援の認定を受けた方
- ②身体障害者手帳を持った方
- ③肢体不自由や人工透析など内部障害で一人での移動が困難な方
- ④精神や知的障害などで一人での移動が困難な方

移送の内容

自宅と医療機関の間の送迎のみ（公共機関・施設やお店などには行けません）

- ※原則として、与謝野町内・宮津市内・京丹後市内の病院のみ
- ※送迎のご予約はお電話で受け付けています

料金

4km まで片道600円、
4km 以上は2キロメートルを超えるごとに200円を加算します。

例) 4km 以下 600円 → 6km 以下 800円…

※利用料は後日に口座振替

サービスを利用するには『利用登録』が必要です！

利用登録は、職員がご自宅にお伺いし、利用者さんの状況を聞き取りながら手続きをします。

その際、乗車時に必要な配慮やサポートなどもお伺いしますので、お気軽にお申し付けください。（車いすの貸し出し（移送用）もしています）

★登録時にご準備いただくもの

- ①介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳など
- ②通帳とそのお届け印（利用料の口座振替用）
- ③社協会費（※社協会員向けのサービスのため／年1回 1,000円）



ご相談は各支所へ ☎ 加悦 42-7553 岩滝 46-5556 野田川 43-0294

これからも社協の紹介をしていきます！よろしくお願ひします！